

電気用品の技術上の基準を定める省令（抄）

（昭和三十七年八月十四日通商産業省令第八十五号）
最終改正 平成二十年五月十四日経済産業省令第三十六号

1 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「法」という。）第八条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の表の上欄に掲げる電気用品の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる表に定めるとおりとする。この場合において、電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）別表第二の品名の項に掲げる二以上の電気用品の機能を兼ねる電気用品にあつては、それぞれの品名に係る技術上の基準を適用する。

電気用品の種類	表
一 電線及び電線温床線	別表第一
二 電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品	別表第二
三 ヒューズ	別表第三
四 配線器具	別表第四
五 電流制限器	別表第五
六 小形单相変圧器及び放電灯用安定器	別表第六
七 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第二第六号に掲げる小形交流電動機	別表第七
八 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機	別表第八

2 経済産業大臣が認めた基準を技術上の基準とする。産業大臣が認めた基準を技術上の基準とする。前項の規定にかかわらず、経済

附 則 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行前に製造され、又は輸入された扇風機、換気扇、電気冷房機、電気洗たく機（乾燥装置を有するものを除く。）、電気脱水機（電気洗たく機と一体となつているものに限る。）、及びテレビジョン受信機（ブラウン管を有するものに限る。）に係る表示については、なお従前の例による。

別表第一～別表第七(略)

別表第八 令別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機

1 (略)

2 令別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具

(1)～(40) (略)

(41) 扇風機、換気扇、サーキュレータおよび送風機

イ～ニ (略)

ホ 経年劣化に係る注意喚起のための表示

扇風機、換気扇にあつては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。ただし、産業用のもの又は換気扇の機能と(76)に掲げるもの(浴室用のものであつて、電熱装置を有するものに限る。)の機能を兼ねるものにあつては、この限りでない。

(イ) 製造年

(ロ) 設計上の標準使用期間(標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、設計上設定される期間をいう。以下同じ。)

(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨

(42) 電気冷房機及び電気除湿機

イ～ヘ (略)

ト 経年劣化に係る注意喚起のための表示

電気冷房機にあつては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。ただし、産業用のものにあつては、この限りでない。

(イ) 製造年

(ロ) 設計上の標準使用期間

(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨

(43)～(47) (略)

(48) 電気洗たく機および電気脱水機

イ～ホ (略)

ヘ 経年劣化に係る注意喚起のため表示

電気洗たく機(乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗たく機と一体となつているものに限る。)にあつては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲

げる事項を表示すること。ただし、産業用のものにあつては、この限りでない。

(イ) 製造年

(ロ) 設計上の標準使用期間

(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨

(48の2)～(93) (略)

(94) テレビジョン受信機

イ～リ (略)

又 経年劣化に係る注意喚起のための表示

テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限る。)にあつては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。ただし、産業用のものにあつては、この限りでない。

(イ) 製造年

(ロ) 設計上の標準使用期間

(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨

(94の2)～(108) (略)

3 (略)